

## 多治見市生活安全推進協議会表彰規程

### (目的)

第1条 この規程は、安心して生活できる社会の実現に向けて、著しい功績があった自主防犯ボランティア団体（以下「団体」という。）に対し、多治見市生活安全推進協議会（以下「協議会」という。）がその功績をたたえ、表彰することにより、防犯意識の高揚と積極的な防犯活動の促進を図ることを目的とする。

### (表彰の対象)

第2条 表彰は、市内各地域で防犯活動を継続的かつ自主的に取り組んでいる次の各号のいずれかに該当する団体に対して、協議会の会長が行う。ただし、受賞は1団体につき1回限りとする（受賞から10年経過している場合を除く。）。

(1) 犯罪のない「安全・安心なまちづくり」の活動を3年以上にわたり継続して取り組み、功績が特に顕著な団体

(2) 他のモデル・模範となる実践的な活動を行っている団体

(3) その他、協議会の会長が表彰に値すると認める団体

### (表彰の方法)

第3条 表彰は、表彰状の授与により行う。

### (表彰の時期)

第4条 表彰は、原則として年1回行う。

### (表彰候補者の推薦)

第5条 表彰候補者の推薦は、自薦、他薦を問わないものとする。ただし、他薦による場合は、区長、PTA会長又は学校長等が行うものとする。

2 前項の推薦にあたっては、協議会の会長に自主防犯ボランティア団体表彰候補者推薦調書（別記様式）を提出することとする。

### (選考及び決定)

第6条 被表彰者は、次条に規定する選考委員会の審査を経て、協議会の会長が決定する。ただし、表彰件数はおおむね1小学校区1件とする。

(選考委員会)

第7条 協議会に、第2条に該当する団体を選考するための選考委員会を置き、委員5人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者により構成する。

(1) 多治見市区長会の代表

(2) 多治見警察署職員

(3) 多治見地区小中校長会の代表

(4) 多治見市教育委員会教育推進課教育相談室職員

(5) 暮らし人権課長

3 選考委員会の庶務は、環境文化部暮らし人権課で行う。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は協議会の会長が定めるものとする。

附 則

この規程は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。